

養護老人ホーム 入所手続きの流れ

①個別相談

・窓口にて、入所要件に該当しているか、聞き取りを行います。該当者には、入所申請書類一式をお渡しします。

②入所申請

- ・申請者は、入所申請書類一式を上記窓口へ提出してください。
- ・後日、③の日程調整を行います。

③個人面談

- ・施設及び市担当者が、自宅や施設などへ訪問し、1時間程度面談を行います。
- ・面談では、生活歴や身体の状況等をお伺いします。

④入所判定委員会

- ・本市では、3ヶ月に1回（**3・6・9・12月の第2もしくは第4金曜日**）、水俣市養護老人ホーム入所判定委員会を開催しています。
- ・各申請者について、養護老人ホームへの入所措置の要否を関係資料に基づいて**総合的に判定**します。
- ・「要措置者」と判断された方は、養護老人ホーム入所待機者名簿に登録し、後日通知を送付します。

⑤入所調整

- ・入所の順番が来た方は、順次施設から連絡があり、入所日等の調整を行います。

⑥入所決定

- ・施設及び市担当者が、施設概要や費用など入所時に説明を行います。